藤沢市立学校における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

(目的)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき,障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)に即して,法第7条に規定する事項に関し,藤沢市立学校(以下「市立学校」という。)に勤務する教職員(非常勤職員を含む。以下「教職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 教職員は、「藤沢の支援教育」の考え方を基本として,この要領に定める障がいを理由とする差別の解消を推進するとともに、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう対応するものとする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は,それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1)障がい 身体障がい,知的障がい,精神障がい(発達障がいを含む。), 難病に起因する障がいその他の心身の機能の障がいをいう。
- (2)障がいのある児童生徒 障がいがある児童生徒であって,障がい及び社 会的障壁により継続的に学校生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (3)社会的障壁 法第2条第2号に規定する,障がいのある者にとって日常 生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物,制度,慣 行,観念その他一切のものをいう。
- (4)合理的配慮 社会的障壁の除去の実施について行う必要かつ合理的な配慮をいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第4条 教職員は,法第7条第1項の規定により,学校が行う教育活動全般に当たり,障がいがあることを理由として,不当な差別的取扱いをすることにより,障がいのある児童生徒,障がいのある保護者,障がいのある来校者その他学校に関わる障がいのある者(以下「障がいのある児童生徒等」という。)の権利利益を侵害してはならない。

2 前項の場合において,教職員は,別に定める留意事項に留意するものとする。

(学校における合理的配慮の提供)

第5条 教職員は,法第7条第2項の規定のとおり,学校が行う教育活動全般に当たり,その実施に伴う負担が過重でないときは,障がいのある児童生徒等の権利利益を侵害することとならないよう,学校における社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「学校における合理的配慮」という。)を提供しなければならない。

- 2 過重な負担の判断については,単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく,個別の事案ごとに,次に掲げる事項を考慮し,具体的な場面や状況に応じて,総合的・客観的に検討を行い判断するものとする。
- (1) 学校が行う活動への影響の程度
- (2) 実現可能性の程度
- (3) 費用・負担の程度
- 3 前項の場合において,教職員は,別に定める留意事項に留意するものとする。

(藤沢市立学校における合理的配慮検討会議)

第6条 合理的配慮に係る過重な負担について,その判断が困難な場合は,教育委員会及び関係機関と連携し対応する。

2 前項の規定による対応が困難である場合,学校における合理的配慮の提供の必要性及び対応方法の検討を目的として設置された藤沢市立学校における合理的配慮検討会議で検討することができる。

(校長の責務)

第7条 校長は,第4条に基づく不当な差別的取扱い及び第5条に基づく合理 的配慮の提供に関し,障がいを理由とする差別の解消を推進するため,次に掲 げる事項を実施しなければならない。

(1)日常の職務を通じた指導等により,監督する教職員の注意を喚起し,障

がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

- (2)学校における合理的配慮の必要性が確認された場合,監督する教職員に対して,適切に提供するよう指導すること。
- 2 校長は,障がいのある児童生徒及びその保護者その他関係者から,不当な 差別的取扱い及び学校における合理的配慮の不提供に対する相談や苦情の申出 等があった場合は,速やかに状況を確認し適切に対処しなければならない。

(相談体制の整備)

第8条 学校及び教育委員会各課(学校教育相談センターを含む。)は,教職員による障がいを理由とする差別に関し,障がいのある児童生徒及びその保護者その他関係者からの相談等に的確に対応するため,相談窓口を置く。

- 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面の ほか、電話、ファクシミリに加え、障がいのある児童生徒等が他人とコミュニ ケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応する ものとする。
- 3 第1項の窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮し、校長、関係職員及び教育委員会間で情報共有を図り、活用することとする。

なお,知り得た個人情報は職務遂行以外に用いたり,漏らしたりしてはならない。

(研修及び啓発)

第9条 教育委員会は,市立学校における障がいを理由とする差別の解消及び 支援教育の推進を図るため,教職員に対し必要な研修を行い,啓発に努める。

2 教職員は、「藤沢市職員サポートブック」及び「藤沢の支援教育リーフレット教職員ガイド」等により、障がいのある児童生徒等へ適切に対応するために必要な知識を習得するよう努めなければならない。

附則

- 1 この要領は,平成28年10月1日から施行する。
- 2 教育委員会は,この要領の施行後1年を経過した場合において,学校における合理的配慮のあり方その他この要領の施行の状況について検討を加え,必要があると認めるときは,その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。